

(案)

区役所整備の基本的な方向に関する

報告書

平成20年10月

新潟市区役所整備検討委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
. 検討結果	
1 . 施設状況・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 検討結果	
(2) 判定項目について	
2 . 交通アクセス・・・・・・・・・・・・	5
(1) 検討結果	
(2) 判定項目について	
3 . 安心・安全・・・・・・・・・・・・	6
(1) 検討結果	
(2) 判定項目について	
4 . 分野ごとの判定表及び採点結果・・	7
(1) 分野別判定表	
(2) 分野別採点結果	
. 今後の取り組みに期待して・・・・・・・・	9
附属資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(1) 委員会の構成，要綱	
(2) 検討経過	
(3) 参考資料（委員会配付資料から抜粋）	

はじめに

平成19年4月、新潟市の政令指定都市移行とともに各区に設置された区役所は、市民との協働や住民サービスの拠点となっていますが、区によっては、区役所の位置や施設規模、老朽度等課題が残るところもあります。

平成19年11月に、それら各区における課題を踏まえて、区役所整備の基本的な方向について検討を行うことを目的に、「新潟市区役所検討委員会」は発足され、これまで5回の会議と1回の視察を行うなど検討を進めてきました。

このたび、「利便性」及び「安心・安全」の視点から順位付けを行う分野を「施設状況」「交通アクセス」「安心・安全」の3分野とし、各分野において順位付けを行うなど一定の方向性を示すことが出来ましたので報告するものです。

なお、当委員会では、すべての分野を考慮した総合的な順位付けは行っておらず、分野ごとの順位はそれぞれの分野で完結しており、他の分野の順位への影響はありません。

今後、この報告内容をもとに、市において総合的な整備計画が検討されることを期待します。

・ 検討結果

1 . 施設状況

(1) 検討結果

当委員会で検討した結果、「施設状況」について次の結果が得られました。なお，結果については整備等の対応が必要な順となっています。

順位付けに際しては，庁舎の広さやユニバーサルデザインの観点など，現状を改善するための対応が困難な項目を中心に検討しました。区民へのサービスや協働の場としてふさわしい広さであり，誰もが利用しやすい区役所であるかを考慮しました。

順位	区 役 所 名
1	西区役所
2	東区役所
3	西蒲区役所
4	北区役所
5	南区役所
6	秋葉区役所
7	江南区役所
8	中央区役所

(2) 判定項目について

判定項目の設定に当たっては、「住民へのサービスや施策は、住民に最も身近な区役所が出来ただけ完結的に行うことが望ましい」や、「区民と市との協働の拠点として柔軟に対応できる広さ、使い勝手の良さかどうか」という観点を考慮しました。

判定項目	項目の説明
区役所庁舎 床面積	だれもが移動しやすい十分な空間が確保されているか
	所要の動作をしやすいように十分な空間が確保されているか
執務室 スペース	サービス提供に支障の無い広さか
会議室の 状況	区民との協働の場としてふさわしい広さか
ユニバーサル デザイン	建物の内外で市民の利用が想定される箇所に、簡易な改修により対処できない支障箇所は無いか
	異なる階への移動手段として、エレベーターが設置されているか
	区役所用務を一旦外に出ることなく達成することが出来るか

2. 交通アクセス

(1) 検討結果

当委員会で検討した結果、「交通アクセス」について次の結果が得られました。なお、結果については整備等の対応が必要な順となっています。

順位付けに際しては、駐車場が利用状況に対して十分確保されているか、さらには、駐車場の不足や位置が近隣に与える影響なども考慮しました。

また、新潟市のまちづくりの方向性を定める新潟市都市計画マスタープランに現在の立地を照らし合わせたところ、マスタープランと食い違う区役所はありませんでしたが、区の人口の中心地点から外れている場合などについて考慮しました。

順位	区役所名
1	東区役所
2	北区役所
3	西区役所
4	西蒲区役所
5	南区役所
6	江南区役所
7	秋葉区役所
8	中央区役所

(2) 判定項目について

判定項目の設定に当たっては、「区民の利用に便利で、交通条件の良い位置であるか」という観点を考慮しました。

判定項目	項目の説明
地理的状況	区民の集中する地点から逸脱した地区に設置されていないか
公共交通	公共交通機関は充実しているか
駐車場の状況	周辺地域との調和が図られており、自動車利用者の利便性が図られているか

3. 安心・安全

(1) 検討結果

当委員会で検討した結果、「安心・安全」について次の結果が得られました。なお、結果については整備等の対応が必要な順となっています。

順位付けに際しては、今年度中に市で実施が予定されている北区役所、南区役所に対する応急的耐震補強の内容は考慮せず、あくまでも現状で判断しました。

また、区役所によっては複数棟となっているものがありますが、検討に際してはそれぞれの建物ごとに判断し、より整備等の対応が必要な建物をその区役所の状況とみなしました。

順位	区役所名
1	北区役所
2	南区役所
3	西蒲区役所
4	西区役所
5	東区役所
6	秋葉区役所
7	中央区役所
8	江南区役所

(2) 判定項目について

判定項目の設定に当たっては、「利用者や職員の安心・安全」や「区民の防災拠点としての役割」という観点を考慮しました。

判定項目	項目の説明
耐震性能	地震時における建物の損壊等の危険度
老朽度	建物躯体の物理的に使用可能な年数 SRC及びRC：50年 S：38年 軽量鉄骨：30年（ ）

軽量鉄骨は肉厚 3mm 超 4mm 以下の場合

4. 分野ごとの判定表及び採点結果

(1) 分野別判定表

以下の判定表を用いて、各分野の判定を行います。分野及び分野は、各委員が視察の際の状況等も加味し、各々で各区役所100点の範囲内で採点を行い、それを合計する形で委員会の採点としました。

分野 施設状況		分野の説明	判定項目	項目の説明	判定基準	備考 参考とした資料など	配点基準	配点
分野	施設状況	《ふさわしい規模》 区民と市との協働の拠点として柔軟に対応できる広さ、使い勝手の良さかどうか	区役所庁舎床面積	だれもが移動しやすい十分な空間が確保されているか 所要の動作をしやすいように十分な空間が確保されているか	人口100人あたり5㎡以上	日本建築学会 建築設計資料集成 国土交通省 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	5㎡未満	
			執務スペース 会議室の状況	サービス提供に支障の無い広さか 区民との協働の場としてふさわしい広さか	職員1人あたり6㎡以上 職員100～149人 9.0㎡以上 職員150～199人 10.5㎡以上 職員200人以上 人数×0.6㎡以上	日本建築学会 建築設計資料 3.5 ニューオフィスミニマム	6㎡以下 基準以下	
		《サービスの提供》 住民へのサービスや施策は住民に最も身近な区役所が出来るだけ完結に行うことが望ましい	ユニバーサルデザイン	建物の内外で市民の利用が想定される箇所に、簡易な改修により対応できない支障箇所は無い 異なる階への移動手段として、エレベーターが設置されているか 区役所用務を一旦外に出ることなく達成することが出来るか	エレベーター有無（1,000㎡以上建物ごと） 現況	国土交通省 ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共建築整備のガイドライン 国土交通省 ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共建築整備のガイドライン 厚生労働省 新障害者プラン	支障箇所が有 エレベーター無 達成できない	
合計（満点100点）							100	

分野 交通アクセス		分野の説明	判定項目	項目の説明	判定基準	備考 参考とした資料など	配点基準	配点
分野	交通アクセス	《行きやすさ》 位置については区民の利用に便利である様に考慮しなければならぬ 区民にとって交通条件の良い位置が望ましい	地理的状況	区民の集中する地点から逸脱した地区に設置されていないか	区の人口重心からの距離	日本建築学会 建築設計資料集成	現況により判断	
			公共交通	公共交通機関は充実しているか	路線バス、区バスの状況 最寄りRからの距離	現況	現況により判断	
			駐車場の状況	周辺地域との調和が図られており、自動車利用者の利便性が図られているか	現況	現況により判断		
合計（満点100点）							100	

分野 安心・安全		分野の説明	判定項目	項目の説明	判定基準	備考 参考とした資料など	配点
分野	安心・安全	《安心・安全》 利用者、職員、区民の防災拠点としての役割	耐震性能	地震時における建物の損壊等の危険度	耐震診断結果（A～C）	老朽度にかかわらず A > B > 新耐震	
			老朽度	建物躯体の物理的に使用可能な年数 SRC及びRC：50年 S：38年 軽量鉄骨：30年（ ） 判定数値 SRC、RC：経過年数 S：経過年数×50/38 軽量鉄骨：経過年数×50/30	満点 50点	総務省等 財産処分制限期間	

軽量鉄骨は肉厚3mm超4mm以下

(2)分野別採点結果

各委員及び委員会の採点結果は以下のとおりです。

分野 施設状況

配点基準	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲
委員A	15	33	0	0	0	0	32	20
委員B	8	35	0	0	0	0	45	12
委員C	19	31	0	0	0	5	35	10
委員D	15	23	0	0	0	10	35	17
委員E	30	11	0	0	0	15	19	25
委員F	9	21	2	4	7	6	34	17
合計点	96	154	2	4	7	36	200	101
分野 順位	4	2	8	7	6	5	1	3

分野 交通アクセス

配点基準	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲
委員A	22	44	0	3	3	3	22	3
委員B	21	36	10	0	0	4	15	14
委員C	31	38	0	4	0	4	19	4
委員D	25	30	2	5	2	4	21	11
委員E	19	14	2	15	15	20	5	10
委員F	23	26	7	6	5	12	12	9
合計点	141	188	21	33	25	47	94	51
分野 順位	2	1	8	6	7	5	3	4

分野 安心・安全

耐震診断A

* 応急の耐震補強実施

区	構造	老朽度			分野 順位
		経過年数	判定数値	順位	
北	本館	鉄筋コンクリート	46	46.0	1
	新館 (新耐震)	鉄骨	14	18.4	
南	本庁舎	鉄筋コンクリート	37	37.0	2

耐震診断B

区	構造	老朽度			分野 順位
		経過年数	判定数値	順位	
西蒲	新館	鉄筋コンクリート	31	31.0	1
	旧館	鉄筋コンクリート	47	47.0	
西	本館 (新耐震)	鉄筋コンクリート	11	11.0	2
	分館	鉄筋コンクリート	29	29.0	

新耐震

区	構造	老朽度			分野 順位
		経過年数	判定数値	順位	
東	本館	鉄筋コンクリート(1-3F) 鉄骨(4-5F)	31	31.0	1
	分館	軽量鉄骨	1	1.7	
秋葉	-	鉄骨鉄筋コンクリート	20	20.0	2
中央	市役所本館	鉄骨鉄筋コンクリート	19	19.0	3
江南	-	鉄骨鉄筋コンクリート	18	18.0	4

* 財産処分期限

SRC及びRC：50年

S：38年 軽量鉄骨：30年

* 2棟ある場合は、判定数値が高い方を採用

・今後の取り組みに期待して

各分野の検討結果については、鋭意検討し議論を重ねた上で決定したところですが、以下の事項につきましては、今後特段の配慮を払われるようお願いいたします。

《検討結果全般について》

分野 安心・安全では、検討結果で記したように、順位付けに際して、現時点で確定済みの数値に基づいて判断しました。応急的耐震補強する区役所もありますが、それで十分な耐震性が確保されるとは認めがたく、耐震診断でAランク、Bランクと診断された区役所については、早急な補強あるいは改築を行うことが必要です。

具体的な整備の際には、区民、議会、区役所職員の声も反映し、将来のまちづくりに向けた区役所のあり方を視野に入れてください。

厳しい財政状況や、区役所整備の緊急度などを踏まえ、既存施設の有効利用も考慮してください。

附属資料

本委員会の構成並びに要綱，議事の概要や検討に使用した資料について掲載しました。

(1) 委員会の構成，要綱

新潟市区役所整備検討委員会委員

委員資格	氏 名	所属
第 5 条第 2 項(1)号委員	加藤 大介	新潟大学工学部教授
	寺尾 仁	新潟大学工学部准教授
	中野 克彦	新潟工科大学教授
	平山 桂子	(社) 新潟県建築士会理事
	藤井 隆至	新潟大学大学院教授
第 5 条第 2 項(2)号委員	斎藤 康浩	元新潟市行政区画審議会委員

(会長， 副会長，名簿は要綱組織順及び五十音順)

新潟市区役所整備検討委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 各区における区役所の位置,施設規模,老朽度等に伴う区役所整備の基本的な方向について検討を行うことを目的とする。

(委員会の名称)

第 2 条 この委員会は,新潟市区役所整備検討委員会(以下「委員会」という。)という。

(委員会で検討する区役所)

第 3 条 委員会は,別表に掲げる区役所について検討を行う。

(検討の範囲)

第 4 条 委員会は,区役所の利便性や安心・安全の観点から,整備の優先度について検討を行う。

(組織)

第 5 条 委員会の定数は,上限を6人とする。

2 委員は,次に掲げる者のうちから市長が委嘱し,又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市民

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員長は1人を委員のうち第5条第2項第1号に定める知識経験を有する者から互選し,副委員長は1人を委員長が委員から指名するものとする。

2 委員長は委員会を代表し,区役所整備についての検討事務を処理する。

3 副委員長は委員長に事故があるときは,委員長を代行する。

4 委員長及び副委員長に欠員が生じたときは,第5条第2項の規定に基づき,速やかに補充するものとする。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は,委員長が招集する。

2 委員会の会議は,委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は,出席委員の過半数で決し,可否同数のときは,委員長の決するところによるが,全員同意に努めることとする。

(庶務)

第 8 条 この委員会の運営に係る費用は,新潟市が負担するものとし,庶務を政策企画部企画調整課におく。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか,委員会の運営に関して必要な事項は,委員長が別に定める。

附 則 この要綱は,平成19年11月7日から施行する。

別表（第3条関係）

区役所	所在地
北区役所	新潟市北区葛塚3 1 9 7番地
東区役所	新潟市東区古川町4番 - 1 2号
中央区役所	新潟市中央区学校町通1番町6 0 2番地1
江南区役所	新潟市江南区泉町3丁目4番5号
秋葉区役所	新潟市秋葉区程島1 0 0 9番地
南区役所	新潟市南区白根1 2 3 5番地
西区役所	新潟市西区寺尾東3丁目1 4番4 1号
西蒲区役所	新潟市西蒲区巻甲2 6 9 0番地1

(2) 各回会議録 (概要)

第 1 回 新潟市区役所整備検討委員会

日時：平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日 (金) 午後 6 時

場所：市役所 議会第 4 委員会室

出欠：欠席者なし

傍聴：9 名

《次第》

1 . 委員会の設立及び委員の委嘱

2 . 会長及び副会長の選出

- ・委員からの互選により、会長に藤井委員が選出され全会一致で承認された。
- ・藤井会長より平山委員へ副会長の指名があり、承認をいただいた。

3 . 区役所整備検討

区役所整備の検討について

新潟市行政区画審議会での区役所の位置に関する審議経過

区役所の概要について

[主な意見]

区役所の機能について、平常時だけではなく、災害時に求められるものについて教えてほしい。今後のスケジュールについて、旧耐震基準の建物の耐震診断の結果が出てから議論を進めたほうがいいのではないかと。

旧市町村役場の建物だったものなど、建設時の重要度について把握していたほうがいいのではないかと。災害拠点に指定されていたなど、重要度によっては強度が高いものもあるかもしれない。

「協働のまちづくり」のために区役所に求められる役割とはなにか。

どうしても区役所の建物の中でなければならないことを整理してほしい。

委員会の意見として、耐震診断の結果によっては移転ではなく補強という話がでてもいいのか。

4 . その他

今回は実際に区役所を視察することとした。



新潟市区役所整備検討委員会 現地視察

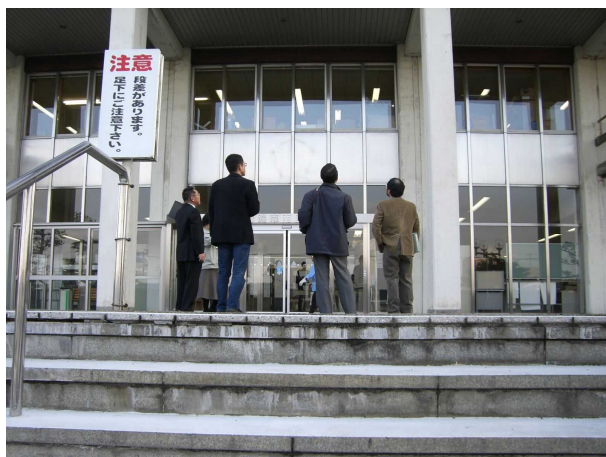
日時：平成19年12月20, 25, 26日

視察先：2コースにわけ全委員がすべての区役所を視察

【視察の概要】

- ・市民が利用する窓口フロアーや待合スペースを中心に視察。
- ・庁舎の説明や問題点などについて説明を受けた。
- ・各区役所を30分程度視察した。

《視察の様子》



第2回 新潟市区役所整備検討委員会

日時：平成20年7月1日(火)午前10時

場所：市役所第一分館 1-301会議室

出欠：欠席者なし

傍聴：3名

《次第》

1. 区役所整備に検討に対する市の考え方について

～事務局から資料説明～

分野ごとでの順位付けを今年の秋頃を目途に行うことを確認した。

2. 区役所整備順位付け分野について

～事務局から資料説明～

[主な意見]

高齢者などが利用しやすい、バリアフリーへの配慮がされているかについての項目を入れるべきである。

災害時の拠点としての機能についての項目を入れるべきではないか。

違う分野なのに同じ判定項目名があるが、内容も同じなのか。

視察のときの情報で判断するほうが適切ではないか。

順位付けを行うにはコンセンサスが必要である。

庁舎が分かれている状況の判定項目のようなものはないのか。

ワンストップサービスが出来ているかどうかの項目が必要ではないか。

3. 今後のスケジュールについて

4. その他 なし

第3回 新潟市区役所整備検討委員会

日時：平成20年7月29日（火）午前10時

場所：市役所 議会第4委員会室

出欠：欠席者なし

傍聴：4名

《次第》

1. 開会

2. 区役所整備検討

区役所整備順位付け分野（案）と分野別判定項目について

～資料及び考え方の案について説明（事務局）～

[主な意見]

資料10「分野別判定方法（案）」にある、「特に考慮が必要な点」の加算は不要とし、判定項目の追加及び附帯意見とすることとした。

資料3「分野 交通アクセス」のうち、駐車場の状況については、現況からの各委員の判断ではなく数値化できなからず。

資料3「分野 交通アクセス」の状況として区バスの運営状況を資料提供してほしい。

資料3「分野 交通アクセス」の地理的状況について、庁舎の位置は人口の重心で判断すると、単に郊外に設置することになりかねない。都市マスの考え方やコンパクトシティの概念にずれるので整合性を図るべきではないか。それよりは現位置における交通アクセスや周辺の住環境への影響から見て相応しい場所なのかが重要ではないか。

本庁・中央区役所の会議室はどの部分を対象とするのか示してほしい。

耐震性能と建物の老朽度は並列にはできない。この部分は耐震性能から順位付けをし、それに建物の老朽度からの順位付けの流れで整理される。委員会としての意見は不要ではないか。

3. その他

次回、第4回は8月19日（火）夕方からの開催とすることにした。

第4回 新潟市区役所整備検討委員会

日時：平成20年8月19日（火）午後6時

場所：市役所 本館3階 303会議室

出欠：欠席者なし

傍聴：4名

《次第》

1. 開会

2. 区役所整備検討

(1) 分野 施設状況について

～資料について説明（事務局）～

[主な意見]

特になし

(2) 分野 交通アクセスについて

～資料及び考え方の案について説明（事務局）～

[主な意見]

資料「駐車場の状況」の判定項目についての説明に、区役所の利用者のことだけでなく、区役所周辺住民への配慮についての説明も加えてほしい。

資料「地理的状況」については、全ての区で新潟市都市計画マスタープランの地域拠点の要件を満たしているようなので、人口重心の考え方に絞ったほうが良いのではないかと。

(3) 分野 安心・安全について

～資料について説明（事務局）～

[主な意見]

特になし

(4) 分野 及び分野 の配点について

～資料及び考え方の案について説明（事務局）～

[主な意見]

項目ごとにきめ細かい配点ができるよう、各委員の配点持ち点は分野 及び分野 についてそれぞれ100点とする。

3. その他

次回は日程調整のうえ10月に開催の予定とした。

第5回 新潟市区役所整備検討委員会

日時：平成20年10月29日(水)午後6時30分

場所：市役所

出欠：欠席者なし

傍聴： 名

《次第》

検討内容を記載予定

(3)参考資料(委員会配付資料から抜粋) 検討に利用した主な資料は次のとおり

区役所施設に関する状況

区		連絡通路の有無	エレベーターの有無	庁舎床面積(㎡)					人口100人あたり面積 基準 5㎡以上	
				区役所	公民館	図書館	その他	計		
北	人口 20.6末 78,281	本館	有	無	2,716.40	0.00	0.00	0.00	2,716.40	3.47
				有	1,226.60	0.00	0.00	185.63	1,412.23	1.80
				計	3,943.00	0.00	0.00	185.63	4,128.63	5.27
東	人口 20.6末 139,126	本館	無 移動距離 約10m	有	1,693.62	1,539.69	447.52	0.00	3,680.83	2.65
				有	983.60	0.00	0.00	8.40	992.00	0.71
				計	2,677.22	1,539.69	447.52	8.40	4,672.83	3.36
中央	人口 20.6末 172,734	市役所 本館	有		2,970.21	0.00	0.00	20,264.01	23,234.22	
				計	2,970.21	0.00	0.00	20,264.01	23,234.22	13.45
江南	人口 20.6末 68,910		有		5,049.71	0.00	0.00	596.00	5,645.71	
				計	5,049.71	0.00	0.00	596.00	5,645.71	8.19
秋葉	人口 20.6末 78,489		有		8,511.95	0.00	0.00	762.43	9,274.38	
				計	8,511.95	0.00	0.00	762.43	9,274.38	11.82
南	人口 20.6末 47,916	本庁舎	有		5,713.21	0.00	0.00	119.89	5,833.10	
				計	5,713.21	0.00	0.00	119.89	5,833.10	12.17
西	人口 20.6末 155,624	本館	無 移動距離 約180m	有	797.47	0.00	0.00	1,173.24	1,970.71	1.27
				有	1,622.99	1,717.16	296.40	0.00	3,636.55	2.34
				計	2,420.46	1,717.16	296.40	1,173.24	5,607.26	3.60
西蒲	人口 20.6末 63,069	新館	有 段差有, ｽｰ ﾌ設置不可	無	2,168.20	0.00	0.00	0.00	2,168.20	3.44
				無	1,696.95	0.00	0.00	0.00	1,696.95	2.69
				計	3,865.15	0.00	0.00	0.00	3,865.15	6.13

*複合施設の場合も
庁舎面積計で計算

区役所施設に関する状況

区	職員執務面積(区役所業務)					会議室(区役所所管分)				
	階	課	面積㎡(a)	職員数(b)	職員1人あたり面積 基準6㎡以上	会議室名	収容人員(人)	面積(㎡)	判定数値 判定項目表による	
北 人口 20.6末 26,295	本館	1	区民生活課	192.5	30	6.4	ミーティングルームA	4	7.88	
			健康福祉課	308.9	56	5.5	ミーティングルームB	4	7.88	
			総務課	99.5	15	6.6	相談室	4	9.92	
		2	建設課	159.2	36	4.4	大会議室	40	114.80	
			下水道課	114.5	18	6.4	第1会議室	6	19.00	
	新館	1	税務課	136.0	25	5.4	第2会議室	16	55.03	
		2	産業振興課	153.0	24	6.4	第2休憩室	12	24.75	
		3	政策企画課	94.5	14	6.8				職員×0.6㎡
		計		1,258.1	218	5.8		239.25		130.8㎡以上
	東 人口 20.6末 55,465	本館	1	区民生活課	190.0	30	6.3	会議室A	54	79.38
			税務課	167.0	27	6.2	会議室B	36	56.70	
			政策企画課	90.0	19	4.7	会議室C	42	64.13	
			総務課	122.4	19	6.4				
分館		1	健康福祉課	159.3	42	3.8				
		2	建設課	105.2	15	7.0				職員150~199人
		計		953.9	180	5.3		200.21		105.㎡以上
中央 人口 20.6末 78,649	市役所 本館	1	区民生活課	503.1	78	6.5	301会議室	100	139.8	
			健康福祉課	423.6	61	6.9	302会議室	60	99.4	
			政策企画課	127.5	22	5.8	303会議室	42	98.8	
			保護課	216.7	30	7.2	401会議室	24	38	
		2	税務課	133.3	36	3.7	402会議室	18	41.8	
			建設課	98.6	16	6.2	501会議室	24	38.3	
			総務課	114.7	16	7.2	講堂	180	236.7	
							執行部控室	42	85.3	
		計		1,617.5	259	6.2		778.1		職員×0.6㎡ 155.4㎡以上
	江南 人口 20.6末 23,598	1	区民生活課	216.0	26	8.3	201会議室	22	60.00	
税務課			135.0	20	6.8	203会議室	20	54.00		
健康福祉課			253.0	49	5.2	302会議室	60	150.00		
総務課			98.0	14	7.0	多目的ホール	30	108.00		
2		政策企画課	71.0	13	5.5	入札室	12	66.00		
		建設課	123.0	15	8.2					
		産業振興課	97.0	17	5.7				職員150~199人	
	計		993.0	154	6.4		438.00		105.㎡以上	
秋葉 人口 20.6末 26,586	1	区民生活課	234.5	31	7.6	202会議室	12	24.00		
		健康福祉課	148.6	19	7.8	203会議室	36	39.00		
		総務課	53.8	5	10.8	401会議室	72	122.85		
		健康福祉課	259.8	36	7.2	502・503会議室	36	51.03		
		税務課	170.6	21	8.1	504・505会議室	16	32.40		
	3	総務課	114.0	9	12.7	601会議室	90	156.63		
		政策企画課	114.0	15	7.6	602会議室	120	208.85		
		建設課	225.2	33	6.8	603会議室	90	156.63		
	4	下水道課	142.6	21	6.8					
		産業振興課	157.1	24	6.5				職員×0.6㎡	
	計		1,620.2	214	7.6		791.40		128.4㎡以上	
南 人口 20.6末 14,319	本庁舎	2	区民生活課	185.8	25	7.4	1階会議室	30	116.53	
			税務課	155.6	15	10.4	3階会議室	20	48.39	
			健康福祉課	291.6	47	6.2	4階大会議室	45	143.37	
			建設課	229.9	28	8.2	4階第1会議室	16	60.26	
		3	産業振興課	185.6	25	7.4	4階第2会議室	16	48.67	
			下水道課	111.5	16	7.0	4階第3会議室	16	46.91	
			総務課	102.3	16	6.4	4階第4会議室	16	39.38	
		4	政策企画課	81.3	13	6.3	4階第5会議室	16	39.72	
						4階和室	10	28.32		
		計		1,343.5	185	7.3		571.55		職員150~199人 105.㎡以上
西 人口 20.6末 61,435	本館	1	健康福祉課	300.3	62	4.8	分館201会議室	15	42.00	
			区民生活課	221.5	49	4.5	分館202会議室	15	34.80	
	分館	2	健康福祉課	51.5	9	5.7				
		1	税務課	308.4	31	9.9				
			建設課	83.5	15	5.6				
		2	政策企画課	108.5	18	6.0				
	総務課	104.4	22	4.7						
	農政商工課	82.0	16	5.1				職員×0.6㎡		
	計		1,260.0	222	5.7		76.80		133.2㎡以上	
西蒲 人口 20.6末 18,862	新館	1	区民生活課	219.0	27	8.1	101会議室	16	31.00	
			税務課	143.0	15	9.5	301会議室	28	67.00	
		2	総務課	96.0	17	5.6	302会議室	100	128.00	
			政策企画課	126.0	19	6.6	303会議室	12	15.00	
	3	建設課	82.0	13	6.3	305会議室	28	61.00		
		1	健康福祉課	228.0	39	5.8	応接室	31	61.00	
	2	産業観光課	150.0	34	4.4				職員150~199人	
	計		1,044.0	164	6.4		363.00		105.㎡以上	

* 面積:ロッカーや机等が占める面積も含みます。

* 職員数:非常勤、臨時職員含む

区役所施設に関する状況

区		区の人口重心からの距離	駐車場						
			駐車場名	同一敷地内	駐車台数	うち身障	慢性的な路上駐車	慢性的な渋滞	
北	78,281 人口 20.6末	本館 約3.0km 早通付近	北区庁舎駐車場		63	2	有	無	
					新館				
					計	63			2
東	139,126 人口 20.6末	本館 約2.6km 上木戸1丁目付近	第1駐車場 第2駐車場		14	3	有	有	
					分館	53			0
					計	67			3
中央	172,734 人口 20.6末	市役所 本館 約1.6km 東幸町付近	本館駐車場 第一分館駐車場 白山浦駐車場		56	4	無	無	
						157			2
						40			4
計	253	10							
江南	68,910 人口 20.6末	約0.8km 元町4丁目付近	第1駐車場 第2駐車場 正面玄関前駐車場 健康センター前駐車場		26	0	無	無	
						82			0
						2			2
計	112	4							
秋葉	78,489 人口 20.6末	約0.5km 山谷町2丁目付近	北側駐車場		197	1	無	無	
					計	197			1
南	47,916 人口 20.6末	本庁舎 約0.6km 七軒付近	庁舎付属駐車場		97	2	無	無	
					計	97			2
西	155,624 人口 20.6末	本館 約0.6km 坂井東5丁目付近	第1駐車場 第2駐車場 第3駐車場 第4駐車場		61	2	無	有	
					分館	24			0
						15			1
計	130	3							
西蒲	63,069 人口 20.6末	新館 約1.2km 巻甲 R116巻北IC付近	正面 南側 東側 北側		11	4	無	無	
						14			1
						69			0
旧館	14	0							
計	108	5							

区役所施設に関する状況

区		構造	竣工年	経過年数	判定数値 SRC, RC:経過年 S:経過年×50/38 軽量鉄骨:経過年×50/30	耐震性能 ランク	備考
北	本館	鉄筋コンクリート	昭和37年 3階建新築 昭和46年 2階一部増築 昭和49年 2階事務室増築 昭和51年 3階一部増築	46	46.0	A	応急的耐震補強実施
	人口 20.6末	78,281	新館	鉄骨	平成6年	14	
東	本館	鉄筋コンクリート(1-3階) 鉄骨(4-5階)	昭和52年 3階建新築 昭和58年 4,5階増築	31	31.0	増築時新耐震基準に対応	
	人口 20.6末	139,126	分館	軽量鉄骨 (肉厚3.2mm)	平成19年	1	
中央	市役所本館	鉄骨鉄筋コンクリート	平成元年	19	19.0	新耐震基準	
	人口 20.6末	172,734					
江南		鉄骨鉄筋コンクリート	平成2年	18	18.0	新耐震基準	
	人口 20.6末	68,910					
秋葉		鉄骨鉄筋コンクリート	昭和63年	20	20.0	新耐震基準	
	人口 20.6末	78,489					
南	本庁舎	鉄筋コンクリート	昭和46年	37	37.0	A	応急的耐震補強実施
	人口 20.6末	47,916					
西	本館	鉄筋コンクリート	平成9年	11	11.0	新耐震基準	
	人口 20.6末	155,624	分館	鉄筋コンクリート	昭和54年	29	
西蒲	新館	鉄筋コンクリート	昭和52年	31	31.0	B	
	人口 20.6末	63,069	旧館	鉄筋コンクリート	昭和36年	47	

耐震性能 ランク	地震の振動や衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が高い
A	危険性が高い
B	危険性がある
C	危険性が低い

ユニバーサルデザインの観点から見た各区課題

北	エレベーターが新館にしかなく、さらに本館との接続部分の形状が複雑であるため、高齢者などの移動に支障をきたしている。
東	庁舎そのものが狭隘のため、本館分館ともに待合ロビーのスペースが確保できず、すぐ混み合う。通路も同様に車椅子の方も通りにくい状況である。
	福祉・市民・税と密接に関わる業務がスペースの関係で本館と分館に分かれているうえ、連絡通路もなく、雨天時など車椅子使用者や高齢者、乳幼児を連れている方の移動には特に支障をきたしている。
中央	特になし
江南	特になし
秋葉	特になし
南	施設の構造上、1階に機械室・電算室、2階以上にロビー・市民窓口・事務室・会議室のすべてがあるのに対し、障害者用トイレが1階にしかなく、利用者にご不便をおかけしている。
	障がい者の方は通常2階への自動車用スロープを使用することとなるが、そのスロープも冬期間は凍結により通行が不能となっている。その上、庁舎が北向きで2階へ通じる正面階段と1階玄関周りは、冬季間凍結により滑りやすく危険で、障がい者やお年寄りをはじめ全ての利用者の通行に危険が生じている。
	建物全体の不同沈下が著しく、会議に来られた市民の方から、気分が悪くなるなどの苦情が寄せられている。
	エレベーターは障害者用ではなく、間口が狭く、操作ボタンもドア脇のみのため、車椅子の方及びその介護者の利用に困難をきたしている。
西	スペースの関係で本館、分館と分かれて業務を行っているため、来庁者の用務内容によっては本館と分館との間で移動を願う場合がある。(移動距離 約180m)
西蒲	新館、旧館ともにエレベーターの設置がないため、障がい者、高齢者、傷病者等の利用に不便である。
	2階と3階には旧館と新館を結ぶ通路があるが、この通路にかなり大きな段差があり、障がい者、高齢者及び傷病者の利用に不便である。

以下の問いに対する各区役所からの回答の一例です。

「すべての利用者、特に高齢者や障がい者などへの配慮が施設として不足していると思われるもの。課題が大きい、対応が困難と思われるものを5つまで」

区役所，出張所，連絡所，行政サービスコーナー配置図

